

# 公益社団法人 地盤工学会関西支部 研究委員会運営内規

平成23年06月08日制定

平成31年04月16日改定

## 第1章 総則

- 第1条 この内規は、公益社団法人地盤工学会関西支部（以下「支部」という）における、研究委員会（以下「委員会」という）の運営等について定める。
- 第2条 委員会は、支部と協力して、土質・地盤に関する研究推進や人的交流を一層深め、支部内の活動を活発にすることを目的とする。

## 第2章 委員等

- 第3条 委員会は、委員長および委員から構成される。
- 第4条 委員長は支部地域に在住の地盤工学会会員（以下、「会員」という）の中から、公募もしくは、幹事会が推薦し、商議員会の承認を受ける。
- 第5条 委員は商議員会の承認を受ける。ただし、定員は定めない。
- 第6条 委員の選出にあたっては委員長、委員、幹事会または会員の推薦による。
- 第7条 委員長の任期は原則3年とする。

## 第3章 運営等

- 第8条 委員会は第2条に定める目的を達成するために、委員会企画による講演会、講習会等の事業を行う。
- 第9条 委員会の事業計画および収支予算については、幹事会の審議を経て、商議員会の承認を受ける。また、幹事会の求めに応じて、幹事会において活動内容および会計報告を行う。

## 第4章 補則

- 第10条 この内規は、商議員会の議決を経て改定することができる。

## 付 則

この内規は、平成23年6月8日から適用する。